

成年後見制度と親族後見人

— 親族後見人を支える仕組みに関する検討 —

林 眞 帆* 織 原 保 尚

【要 旨】

わが国における政策的動向は、被後見人の意思決定支援への取り組みを強化している。なかでも、不正事案で減少した親族後見人の選定を見直す動きがある。とりわけ、意思決定支援では、被後見人の信条や価値観、生活様式をよく知る家族の役割は大きく権利擁護の観点からも重要である。そこで、本稿では、専門職監督後見人のサポートによる親族後見人の意義について検討した。

【キーワード】

親族後見人 専門職監督後見人 意思決定支援 成年後見制度

1. 問題の所在と目的

自己決定の尊重、ノーマライゼーション、残存能力の活用の理念をもつ成年後見制度は、精神上の課題により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な人々について、本人の権利を守るために選任された援助者が本人を法律的に支援する契約制度である。この制度による法律行為は、財産・金銭の管理と身上監護(本人の生活を維持するための仕事や療養看護に関する契約等)の2つの機能をもつ。とりわけ、判断能力の低下は、一人の力だけでは、社会生活上における判断や決定に困難さを抱え、自分らしい生き方を継続でき難くする。そのため、このような状態にある人々を支え得る成年後見人等には、管理や監護を超えて、一人の人間の人生を内包しながら支援することが求められる。

今日、障害者権利条約など世界的な動向を踏まえ、被後見人の意思決定支援が重視され始めた状況がある。そして、被後見人の権利擁護の観点から、2016年(平成28年)「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするためには、後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者の特性を理解した上で、本人の自己決定を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視することが示された。成年後見制度が代行決定の仕組みとして色濃く残るものの、法の円滑な運用として本人の価値観や心情、暮らしぶりをよく知る親族の存在が不可欠となった。実際に成年後見制度の利用者は、高齢者の増加に伴い、実に6割以上が65歳以上の高齢者である¹。このような状況を鑑みると、被後見人が最後まで自

* 関西学院大学人間福祉学部

分らしく生きていくためには、これまで人生を共にしてきた家族、親族のサポートによる意思決定支援が重要となる。

そこで本稿では、「個人の尊厳」の尊重と保持を理念にもつ法学と社会福祉学の立場から、近年の成年後見制度の動向と親族後見人への期待される役割に焦点をあて、親族後見人による後見事務の円滑化、なかでも意思決定支援に向けて必要とされる取り組みについて検討する。

2. 成年後見制度と親族後見の現状

2019年(令和元年)3月に行われた成年後見制度利用促進専門家会議において、最高裁は、「本人の利益保護の観点からは、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合は、これらの身近な支援者を後見人に選任することが望ましい」として、同年1月に親族後見の積極的な利用について各家裁に情報提供を行ったことを明らかにした²。

2022年(令和4年)に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」においては、「家庭裁判所は、本人の自己決定権の尊重や身上保護の充実といった第一期計画の方針を踏まえ自主的な努力の積み重ねで、親族後見人の選任の推進など一定の成果を出してきた」と評価している。そして、「市民後見人・親族後見人等の候補者がいる場合は、その選任の適否を検討し、本人のニーズ・課題に対応できると考えられるときは、その候補者を選任する。親族後見人から相談を受けるしくみが地域で十分に整備されていない場合は、専門職監督人による支援を検討する」といったありかたを確認している³。

2022年に選任された成年後見人、保佐人、補助人と本人との関係は、子などの親族が成年後見人等に選任された場合が全体の約19.8%、司法書士などの親族以外が成年後見人等に選任された場合は、全体の約80.2%であり、親族が成年後見人等に選任された場合を大幅に上回っている。前年との比較では、親族が選任された場合が、わずか0.1ポイントではあるが、増加している⁴。この点、成年後見制度創設当初の2000年(平成12年)度に選任された成年後見人等は本人の親族が約90.9%を占めている⁵。

親族後見の割合が減少した背景としては、単身の高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、成年後見人等の候補者となるべき親族がいないケースが増加していることや、2014年(平成26年)をピークとして親族の成年後見人等による不正事案が多く発生し、本人の財産が多額である場合など成年後見人等による不正を防止する必要性が高い事案においては、専門職の成年後見人等が選任される事案が増えたことなどの事情が指摘されている⁶。

2017年(平成29年)に閣議決定された「第一期成年後見制度利用促進基本計画」においては、「後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている⁷と専門職後見についての問題点が示されている。この理由については、専門職が成年後見人に選任された事案の中には、専門職としての知識・経験を発揮すべき主要な役割は財産管理であるとの考えに基づき、財産管理に重点を置いた後見事務の遂行がされているものもあるという分析がある⁸。

3. 親族後見の前提となる成年後見制度と障害者権利条約

その一方で、成年後見制度については、国際条約の観点から厳しい指摘がなされている一面がある。

障害者権利条約⁹ではその12条3項において、「法律の前にひとしく認められる権利」として「締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる」ことが定められている。この障害者権利条約12条の求める内容は、これまでの成年後見制度を前提とした意思決定とは、異なることが指摘されている。すなわち、「代行[的]意思決定(substituted decision-making)から、支援付き意思決定(supported decision-making)へのパラダイム転換」を、12条の内容は求めているという指摘である¹⁰。

障害者権利条約成立過程時の議論では、障害者団体などの反対はあったものの、意思決定支援の原則的な優越性を認めた上で、最終手段としての代行決定は容認すべきとの共通認識があったといわれる¹¹。しかし、障害者権利委員会により2014年(平成26年)4月11日に採択された障害者権利条約12条に関する公式解釈指針である「一般的意見1号」では、意思決定支援への一元化が要請され、代理・代行決定の廃止と、その代替策である意思決定支援の双方を要請している¹²。

そして障害者権利委員会による各締約国に対する総括所見においては、意思決定支援についての法制化が進んでいる国々に対しても、代理・代行決定の制度があることについて、条約12条について各国が指摘を受けていた。同様の勧告は、日本についても出される可能性が高いとされていたが、日本国内の議論においては、この勧告についてハードルが高すぎ、実効性に欠けるとする見解もあった¹³。

また、「一般的意見1号」においては、「最善の利益」という文言の使用についても見解が示されており¹⁴、「著しい努力がなされた後も、個人の意思と選好を決定することが実行可能ではない場合、『意思と選好の最善の解釈』が『最善の利益』の決定に取ってかわらなければならない」とされている¹⁵。障害者権利条約では、12条4項において「法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する」として、濫用の規制のあり方について列挙しているが¹⁶、これは、障害のある人と、障害のない支援者の関係は、既存の社会では民主的で対等な関係になく、非対称な関係にあるために、対話的相互関係の中で、本人の発信情報を無視する危険性が内包されているとされる。そのため、本人の内面の意思や価値体系に関わらずに客観的な最善の利益を探求すべきであるとする「最善の利益基準」から、本人を対話的相互関係の主体として認め、本人が残し、また発している諸情報をもとに、対話的相互関係の支援者が最善の解釈を探求すべきであるとする「意思と選好の最善の解釈基準」への転換を求めていると説明されている¹⁷。

この点、2020年(令和2年)に最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会が関わって策定された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」¹⁸においては、「本人の意思推定(意思と選好に基づく最善の解釈)アプローチ」をとる¹⁹ものの、①意思決定支援を尽くしても本人の意思が明確ではなく、かつ、本人の意思を推定することさえできない場合、②本人が表明した意思や推定される本人の意思を実現すると本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じてしまう場合、には、「最善の利益」に基づく代行決定を行うことになるとしている²⁰。

2016年(平成28年)に日本政府により国連に提出された「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告(以下「政府報告」)」では、政策委員会²¹からの指摘として「意思決定の支援及び法的能力の行使を支援する社会的枠組みの構築が急務である」こと、また、「特に代行型の枠組みである後見類型の運用に当たっては、最良の支援を提供しても、なお法的能力の行使が困難な場合に本人の権利と利益を守るための最終手段として利用されるべきものであり、かつ、代理人が本人に代わって意思決定をする場合にも、法の趣旨に則り、できる限り本人の意思を尊重するよう

制度運用の改善を図る必要がある」ことが示されている²²。また、憲法13条による個人の尊重の規定、また、障害者基本法3条による障害者の個人の尊厳を基本原則として位置づけていることなども政府報告では触れられている²³。

2022年(令和4年)に公表された日本に対する総括所見においては、これまでの他国に対する総括所見の傾向と同様に、民法に規定される代替的意思決定システム(成年後見制度)が障害のある人にとって法的能力を制限するものであり、法の下での平等に反するものである点や²⁴、2022年(令和4年)第二期成年後見制度利用促進基本計画に対しても懸念が示されている²⁵。また、「最善の利益」という文言について、2017年(平成29年)に示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」における使用についても懸念が示されている²⁶。そしてさらに、代替的意思決定制度を廃止するために、差別的なすべての法規制、政策を廃止し、すべての障害のある人が法の下に平等に認められる権利を保障するために民法を改正すること²⁷、また、障害のある人すべてが、必要とする支援のレベルや方法にかかわらず、自律性、意思、選好を尊重される、意思決定支援の仕組みを確立することが、勧告されている²⁸。

これらの状況については、日本の現状は障害者権利条約からは逆走り続けているとする、厳しい評価がある。理由として、前述の「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」では、作成に様々な組織が関わっているにもかかわらず、成年後見制度について、他の方法ではどうしても本人の決定を得られない場合の最後の手段として用いられるものとして位置づけられているのではなく、意思決定支援によって、本人の決定が得られる場合があることを認める内容になっている。つまりは、意思決定の可能な人の権利までも制限する制度の下に組み敷くことを認める前提になっていることを挙げる。また「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」を2016年(平成28年)に成立させており、成年後見制度が権利擁護制度であるという間違った認識をされているということが指摘されている²⁹。

そして、制限行為能力制度については、消費者保護法制の充実や民法90条の暴利行為論の柔軟な解釈等のより普遍的な制度の活用によって、判断能力が不十分な人に対しても適正な保護を図ることが十分に可能であるから、これらの代替的な保護制度の拡充と比例させつつ、漸進的な縮減・廃止を目指すべきであるとの指摘がある³⁰。

4. 親族後見人の抱える課題

少子高齢社会を迎えるわが国では、家族の形態や機能は多様化している。とりわけ、家族規模の縮小や虐待事案に見られるような家族規範の変容は、「家族という価値に絶対的な価値を置くのではなく、家族を超えたケアへの理解が求められるようになった」³¹ことを認識させる。その点からも、成年後見制度における後見人の選定が第三者後見人に移行してきたことは理解できる。

しかし、2016年(平成28年)成年後見制度利用促進法では、後見人は財産管理だけでなく、被後見人の意思決定支援や身上保護の側面も重視することとされた。加えて、家庭局と専門職団体の間では、「本人のニーズや課題の専門性、不正防止の必要性を十分に考慮したうえで、ふさわしい後見人となる親族等の身近な支援者がいる場合には、これらの者を成年後見人等に選任することが望ましい」³²ということが共有された。

このように今日、被後見人の意思決定支援が最重要とされ、制度の運用にあたって親族後見人が見直され始めている状況がある。言い換えれば、利用者がメリットを実感できる制度運用のためには、日常的な課題であろうが契約を含む課題であろうが被後見人の生きられた時間を総合的かつ包括的に捉え、その意思を捉えていくことが必要となってきた。とりわけ、支援にあたって

福祉の視点を担保しうる者としては、これまでの人生や生活を共にしてきた身近な親族が適していると言える。なぜならば、家族関係が著しい不和状態である場合を除いて、意思決定は、日常の暮らしの延長線上にあり、本人の生きられた時間を重視しなければ本人が納得のいく選択とはならないからである。それらを鑑みると、親族後見人の役割は大きい。

2022年(令和4年)A市権利擁護センターが実施したパイロット調査³³では、親族後見人による身上監護についての要望に対して、施設やサービス提供者は、親族後見人を親としてしか見ず、意見が受け入れてもらえない実情が見えてきた。また、親族後見人は公的ならびに私的な立場をもつ存在であるがゆえに親の立場で見られることで、改善ニーズは苦情となり、代弁者としての理解は乏しくなる。つまり、サービス改善や権利擁護という後見人機能は働かず、意思の代弁者にもなり得えないのである。

成年後見制度利用促進法の第3条では、基本理念に成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障するために成年後見人等の意思決定の支援が適切に行われることや、成年後見人等の自発的意思が尊重されること、さらには、成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等が謳われている。しかしながらサービス提供機関等がこの法の理念をどこまで理解しているのか、疑問の余地が残る。成年後見制度が権利擁護として機能するためには、本制度の理念を被後見人に関わるすべての機関や専門職が熟知する必要がある。

また、専門的かつ複雑な制度運用に関する課題もある。調査では、親族後見人の年齢や生活歴が影響し、「手続きについて通帳や書類のコピーを取ることが難しい」と後見事務の遂行に困難さを抱えていた。さらに、複数の子の親族後見人からは、「後見人でなければ今までできていた手続きが多い」など制度の複雑さへの不満がある。このようにパイロット調査では、親族後見人は必ずしも成年後見制度や成年後見人の職務と責任についての十分な知識や能力を有しておらず、親族後見人の年齢や生活スタイルなどが被後見人への支援の円滑化に影響を与えていることが明らかになった。先行研究では「本人にとってより良い環境を整備する必要性に思いが至らなかつたり、本人の意思を十分に確認しないまま入所施設や病院を決定したりする場合もあり得る」³⁴と、親族後見人の倫理的課題も指摘されていることから、親族後見人は、被後見人支援に有益である一方、多様な課題を抱えている。ただし、これをもって専門職後見人の方が被後見人に利益があるとは言い難い。基盤に後見人の支援が本人らしさを求められていることを考えると、親族後見人が円滑に支援できるような何らかの社会的仕組みに整備することによって、親族後見人の可能性を広げる必要がある。

5. 成年後見人による意思決定支援

2017年(平成29年)の第一期「成年後見制度利用促進基本計画」(以下、基本計画と記す)では、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ることや、代行して法律行為をする際にはできる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容をそれに反映させることが求められた³⁵。加えて、第二期の基本計画では、地域共生社会の実現に関連づけ、その実現を目的に、本人を中心とした支援活動の基盤を「権利擁護支援」とし、地域連携ネットワークづくりに力点を置き取り組みが示された³⁶。これにより、被後見人の意思決定支援をより強調することとなり、厚生労働省は2020年(令和2年)に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」³⁷を公表した。このガイドラインは、被後見人が自らの意思を尊重されたという経験を通じてエンパワーされていくことを重視している。これは、意思表示できる存在であることを自身が認識することから始め

ようとするものであり、意思表示の機会を提供することである。ただし、意思は、形成されて初めて表明される。ましてや、医療やケアの決定はこれまでの経験則からでは予測し得ない部分が多い。ゆえに意思決定は、本人から見た利益と社会(後見人)から見た利益の融合のなかで意思が形成され、決定されていく必要がある。

この点を重視した「岡山版成年後見人等の意思決定支援に関するガイドライン」³⁸は、イギリス意思能力法を参考とし、あらゆる形での情報提供に加え、本人の体験を重視し、本人を交えた話し合いのなかで意思形成し決定していくための方法が示されている。つまり、本人を主体としながらも、チーム支援の中での合意形成を図るというものである。さらに、意思表示支援においては安心感や尊重、価値観を重視するとともに、本人の従前の価値観や言動との整合性を図りながら慎重に本人の意思を確認していく作業が織り込まれている。このように岡山版のガイドラインには、本人主体による権利擁護の理念が支援の形になって示されている。

意思決定支援は、個人の尊厳の保持を基本理念に本人主体の原則に則り、本人の状態や様子に歩幅を合わせながら取り組むものであり、そこにはある一定のスキルを必要とする専門的な支援である。鶴沼は、意思決定支援スキルとして、専門職者の会話分析から、「利用者との信頼関係の構築」、「話しやすい環境・場の設定」、「選択肢の提供」、「情報収集」、「他職種連携」、「潜在的ニーズの把握」、「意見の促し」、「アドボケイト」、「意思の強さ・継続性の確認」、「不合理的意思を含む最大限の尊重」、「支援目標の意識化」などのスキルを提示している³⁹。これらの項目は、社会福祉の援助過程そのものと言え、成年後見と社会福祉は意思決定支援および地域共生社会の実現という理念を媒介とし、より近似性を高めている⁴⁰。このように、意思決定支援は、本人主体を実現させる過程に専門的援助が求められることから、専門職後見人、とりわけ社会福祉領域の専門職後見人への期待は高く、親族と共に重要な役割を担う。

6. 専門職監督後見人による親族後見人への支援

成年後見制度は、本人が考え行動し、身を守ることができない状態にあるいわば、社会的に脆弱な人々への予防的・保護的機能をもつ。そのため、親族への不信感から市民後見人を含む第三者後見人を重視する議論もある⁴¹。その背景について、家族による不祥事が増えたことで「家裁が第三者後見人を求めるのは、親族こそが不正の潜在的リスクであることを発見したからである」との見解もある⁴²。しかし、親族後見人だから虐待や金銭搾取をするのではない。現に専門職後見人による金銭搾取などの不正事案もある。では、親族後見人が被後見人の権利擁護者として機能するためにはどのような仕組みが必要であろうか。

基本計画では、中核機関は「親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて法的な権限をもつ後見人と本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し対応する体制をつくり、専門的知見が必要な場合には、専門職団体の協力が得られる仕組みをつくる」⁴³こととされている。しかし、それが十分に行われているとは言えない現状において、太田は、親族後見人に対する支援に専門職後見監督人の活用を提案している⁴⁴。具体的には、不適切な後見事務や意思決定支援において、一定の指導・助言や相談対応を行うという役割を期待できるとし⁴⁵、これにより被後見人の権利擁護の充実を図ることができるという。

特に専門職には、後見人としての使命と責任を持つ。専門職後見人を例にとると、「権利侵害を受けている人の発見から申し立てまで制度入口での支援を展開し、多様な問題に対して最大限本人の意思を引き出し、尊重する態度がある」⁴⁶と報告されている。ただし、専門職後見人はそ

れぞれに専門性が異なることから、一人の専門職後見人では満たせない部分もある。その点について、日田は、経済的な虐待と認定された権利侵害ケースは、法的な措置によって加害者から離し、緊急的に福祉施設等に入所の手続きが取られるなどの例を挙げ、法的問題と事実問題は密接に関連し、法律職、福祉職単独の専門性だけでの対応が困難であるため、役割を分担しながら支援を進めていることを明らかにしている⁴⁷。つまり、法的には一人の専門職後見人が選任されていても、現場では専門職後見人同士が互いの専門性を活用しながら、相談や助言によって被後見人の利益を最大化しているのである。また、意思決定支援では家族から様々な情報を収集しながら本人の意思決定を支えている。

成年後見制度における権利擁護機能の点から考えると、親族後見人に対して専門職監督人等のチームで支援することでの効果が期待できる。それにより、本人の利益を最大にする意思決定支援の仕組みを整えることが可能になる。親族後見人の支え得る機能を専門職後見人は持ち得ている。親族後見人による被後見人への支援の円滑化からも専門職後見監督人の活用が急がれる。

7. おわりに

本稿は、成年後見制度の動向を踏まえ、現行制度のなかでの本人の意思を最大化するための方策として親族後見人を重視する立場で論究した。しかし、あくまでも代行決定である成年後見制度は、被後見人による権利を十分に担保しているとは言い難く、制度のあり方を容認したわけではない。

わが国が2014年に批准した国連の障害者権利条約により、本制度は根本から揺らぎその見直しが迫られている。2022年9月9日障害者権利委員会は、日本政府に対し90項目以上の改善を勧告した⁴⁸。なかでも、条約第12条に関連する部分では、代替的な意思決定体制の廃止を視野に入れ、すべての差別的な法規定と政策を廃止、支援付き意思決定のメカニズムを確立することが勧告された。国連の障害者権利委員会は、2014年の「一般的意見第一号」において、代理人による意思決定制度および法的能力を否定する制度の廃止ならびに意思決定支援制度等の代替制度の開発を義務づけている。わが国の成年後見制度は代行決定の制度である。それゆえ、いくら意思決定支援を織り込んだところで、代行決定のための意思決定支援であり、被後見人の人権は守られない。このことが改めて指摘されたと言ってよい。

成年後見制度委員会は、本勧告への対応として法的行為能力の全面的制限を行うべきではなく、個人の能力を「ある(決定できる)」か「ない(欠如している)」かのいずれかで考える二元論を否定し、部分後見への転換や、法的行為能力の行使を支援する制度の整備を求めている⁴⁹。いわば、インクルージョンを基礎とした法的能力へのアプローチへの転換である。

今後は、法制度が整備されるとともに、これまで積み上げてきた意思決定支援に関する政策・研究・実践を土台としながら、被後見人への権利擁護支援を地域全体の取り組みとして拡充していくことが急がれる。

注

- 1 税所真也「親族後見人から第三者後見人へ—高齢者ケアにおける『管理・調整』主体の変化」『家族関係学』(2014) 33、43頁。
- 2 <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000489322.pdf>(2023年1月27日最終閲覧)。
- 3 「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある地域社会への本人らしい生活の継続と参加を図る権利擁護

- 護支援の推進」(2022年)13頁。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf>(2023年1月27日最終閲覧)。
- 4 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況一令和3年1月～12月」(2022)10頁。
<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/20220316koukengaikyoku-r3.pdf>(2023年1月27日最終閲覧)。
- 5 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況～平成12年4月から平成13年3月～」資料10。
<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/20512001.pdf>(2023年1月27日最終閲覧)。
- 6 太田章子「いま専門職後見監督人に期待される役割」実践成年後見84号(2020年)25頁。
- 7 「成年後見制度利用促進基本計画」(2017年)2頁。
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyo-Shakai/keikaku1.pdf>(2023年1月27日最終閲覧)。
- 8 太田前掲注6、25頁。
- 9 正式名称は「障害者の権利に関する条約」。
- 10 川島聡「障害者権利条約12条の解釈に関する一考察」実践成年後見51号(2014年)71頁、上山泰「意思決定支援と成年後見制度」実践成年後見(2016年)45頁、また、医療同意との関連において、織原保尚「判断能力の不十分な人が意思決定支援を受ける権利について」同志社法学72巻4号(2020年)1251頁。
- 11 長瀬修・川島聡編『障害者権利条約の実施』(信山社 2018年)197頁(上山泰執筆部分)。
- 12 同199頁。
- 13 同204頁。
- 14 一般的意見第1号パラグラフ21。
- 15 日本語訳は日本障害者リハビリテーション協会による仮訳による。
https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc1_2014_article12_0519.html(2023年1月27日最終閲覧)。
- 16 障害者権利条約12条4項
締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 17 池原毅和『日本の障害者差別禁止法制』(信山社 2020年)68-69頁。
- 18 <https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>(2023年1月27日最終閲覧)。
以下「ガイドライン」と表記。
- 19 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則 第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思(推定意思)に基づき行動することを基本とする。
ガイドライン第4、4部分参照。
- 20 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則 第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。同第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。「最善の利益」という文言については、「本人の意向・感情・価値観を最大限尊重することを前提に他の要素も考慮するという考え方である。この点、『自分ならこうする。この方が本人のためだ。この人はこういうふうに行動すべきだ。』と、第三者の価値観で決めるという客観的・社会的利益を重視した考え方は採用していないことに注意が必要」であると説明されており、「本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、意思推定の場面とは異なり、本人の意思よりも他者の判断が優越し得る場合がある(本人の意思や推定意思とは異なる他者決定があり得る)ということに留意する必要がある。したがって、使い方を誤るとかえって本人の自己決定権の侵害となる可能性もあるため、最後の手段として慎重に検討されるべきものである」と注意書きがなされている。ガイドライン第6部分参照。

- 21 障害者権利条約33条「国内における実施及び監視」における監視の役割を担うために、障害者権利条約実施の促進、保護、監視の全般にわたる枠組みとして、障害者基本法において、内閣府に、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業の従事者、学識経験者30人以内で構成される審議会として「障害者政策委員会」を置くこととしている（障害者基本法32条、33条）。2016年現在の構成員の半数は、障害者本人又はその家族の代表から構成されている。条約の実施の監視は、政策委員会が、障害者施策の方針の根本を成す障害者基本計画が本条約の趣旨に沿って実施されているかを監視することによって行われる。政策委員会は、「障害者基本計画」の策定又は変更について意見を述べるほか、障害者基本計画についての調査審議、実施状況の監視などを行い、必要に応じて内閣総理大臣に対して意見を述べることもできるとされている（障害者基本法11条4項、9項、32条2項）。「政府報告」パラグラフ221参照。
- 22 「政府報告」パラグラフ83。
- 23 同パラグラフ73。
- 24 「総括所見」パラグラフ27(a)。
- 25 同パラグラフ27(b)。
- 26 同パラグラフ27(c)。
- 27 同パラグラフ28(a)。
- 28 同パラグラフ28(b)。
- 29 池原毅和「欠格事項、支援付き意思決定と成年後見制度(第五条・十二条)について」季刊福祉労働173号(2022年)74頁。
- 30 長瀬・川島・前掲注11・205頁(上山泰執筆部分)。
- 31 杉井潤子「脱家族化、そして新たな家族的関係の構築」『家族関係学』(2012)31、31頁。
- 32 太田前掲注6、25頁。
- 33 本調査は、A市がおこなった親族後见人2名へのインタビュー調査である。それぞれ支援上の困難さを明らかにする目的で実施している。インタビュー調査には筆者が参加しており、公表についてはA市から当事者に承諾を得ている。
- 34 太田前掲注6、27頁。
- 35 厚生労働省「第一期成年後見制度利用促進基本計画」平成29年3月24日
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00028.html 2023年1月30日最終閲覧)
- 36 厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画」令和4年3月25日
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00017.html2023年1月30日最終閲覧)
- 37 厚生労働省「意思決定支援を踏まえて後見事務のガイドライン」令和2年10月30日
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>2023年1月30日最終閲覧)
- 38 岡山山意思決定支援プロジェクトチーム「岡山版成年後见人等の意思決定支援に関するガイドライン改訂版」令和3年3月
(<https://www.okaben.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/05/35495f574f8aff70c91332a129bcd2b.pdf>2023年1月30日最終閲覧)
- 39 鶴沼憲晴「成年後見事務における意思決定支援スキルの実証的考察－後見支援員と利用者の会話分析を通じて」『日本の地域福祉』34巻、89-101頁。
- 40 同、90頁。
- 41 前掲注1。
- 42 税所真也「『成年後見の社会化』からみるケアの社会化－作業専門職化が及ぼす家族への影響」『家族社会学研究』(2016)、28(2)、156頁。
- 43 前掲注6、26頁。
- 44 前掲注6、24頁。
- 45 前掲注6、28頁。
- 46 日田剛「専門職後見人の実践における権利擁護に関する研究－首長申立てケース受任者へのインタビュー調査から」『社会福祉学』(2017)、58(3)、14-26頁。
- 47 前掲注42、23頁。
- 48 *Concluding observations on the initial report of Japan*, Committee on the Rights of Persons with Disabilities Twenty-seventh session.(2022年9月9日)。

欧文要旨

Abstract

HAYASHI Maho ORIHARA Yasuhisa

Policy trends in Japan are strengthening efforts to support decision-making of adult wards. In addition, there is a movement to re-evaluate the selection of relative guardian, which has declined due to fraud cases. The role of family members who are familiar with the ward's beliefs, values and lifestyle is significant from the perspective of rights protection in decision-making support. Therefore, this paper considered the significance of relative guardian with the support of a professionally supervised guardian.

KEYWORDS

Relative guardian / professionally supervised guardian / decision-making support
/ adult guardianship system